

災害廃棄物処理委託契約書（単価契約）

令和2年6月1日

災害廃棄物処理委託者（甲）

住所 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市

氏名 市長 伊藤 康志

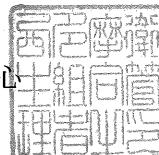


災害廃棄物処理受託者（乙）

住所 東京都羽村市羽4235番地

西多摩衛生組合

氏名 代表者 管理者 並木 心



上記災害廃棄物処理委託者（以下「甲」という。）と災害廃棄物処理受託者（以下「乙」という。）は、令和元年台風第19号に係る宮城県大崎市における災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に関して、次のとおり契約を締結する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（総則）

第1条 甲は、特別区長会、東京都長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県の六者が令和2年1月31日に交わした「令和元年台風第19号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、甲と乙との間で災害廃棄物の処理委託契約を締結するものである。

2 甲と乙は、契約書及び別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

（甲の責務）

第2条 甲は、災害廃棄物を、甲が委託する輸送事業者が用意する密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）により、乙の処理施設に搬入するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を自己の施設で適切に処理しなければならない。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令を遵守し、適正に処理しなければならない。
- 3 乙は、廃棄物の再資源化、又は最終処分に当たっては、これを適切に実施しなければならない。

（権利の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

（廃棄物の受入基準）

第5条 甲は、乙が定める受入基準を遵守しなければならない。

（廃棄物の種類・数量及び単価）

第6条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物の予定数量、処理単価及び推定総金額は、別表 1 のとおりとする。

（処理量の確定）

第7条 災害廃棄物の処理量の算定は、乙の処理施設に設置された計量器に表示される数値をもって確定するものとする。

（契約代金の支払い）

第8条 乙は、甲が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月 1 回翌月初日以降に、第 6 条及び前条の規定に基づき処理費用を算定し、甲に請求するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する請求をするに当たっては、災害廃棄物の処理量を記載した廃棄物処理実績報告書を添付しなければならない。
- 3 甲は、乙の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に乙の指定する方法により支払うものとする。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の期間内に契約代金を支払わない場合は、指定期日の翌日から起算した遅延日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間においても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（1 円未満の端数額が生じたときは、これを切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(完了届の提出)

第9条 乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに委託完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

(契約期間)

第10条 契約期間は、令和2年6月8日から令和2年12月31日までとする。

(事故等の報告)

第11条 甲及び乙は、本受託事業の遂行に当たり支障が生じたときは、速やかに相手方へ報告しなければならない。その他事故が発生したときは、関係機関に連絡するとともに速やかに相手方に連絡すること。

(損害発生による必要経費)

第12条 この契約履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、乙が負担する。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく、開示又は提供してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約における相手方がこの契約の各条項若しくは法令等の規定に違反すると認めるとき、又は両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除するに当たり、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこれを解除することはできないものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、定めるものとする。

別 表1 (第6条関係)

種 別	予定数量 (kg)	処理単価 (税込) (円／kg)	推定総金額 (円)
災害廃棄物 (稻わら)	360,000	30	10,800,000

## 仕 様 書

- 1 件 名 災害廃棄物処理委託契約（単価契約）
- 2 予定数量 360,000 k g
- 3 履行場所 西多摩衛生組合環境センター（東京都羽村市羽4235番地）
- 4 支払方法 支払いは、毎月の搬入実績に基づく月払いとする。
- 5 作業内容 乙は、甲がコンテナによって搬入した、災害廃棄物の焼却処理を行う。
- 6 搬入指示 乙は、災害廃棄物搬入時に運転手に適切な指示をする。
- 7 搬 入 日 災害廃棄物の搬入は、月曜日から金曜日までとする。
- 8 搬入時間 災害廃棄物の搬入は、概ね午前8時30分から午後4時までとする。  
(ただし、午前12時から午後1時を除く。)
- 9 緊急受入 緊急時の搬入が必要の際は、甲乙協議のうえ決定する。
- 10 計量時の手順 乙は、災害廃棄物を搬入した運転手の提示する「配達伝票」に搬入受付印を押印する。  
その後、処理施設に設置された計量器で計量した結果を記載した伝票を、災害廃棄物を搬入した運転手に交付する。  
なお、10k g 単位の計量になる。
- 11 立入調査 甲は、搬入した災害廃棄物の処理について、乙の処理施設に立入調査をすることができる。
- 12 計量カード 乙は、甲に計量カード（以下「カード」という。）を貸与することができる。  
このとき甲は、以下の書類を乙に事前に提出する。  
(1) 車両の最大積載量、車両重量、計量重量等が記載された書類  
(2) 車両の写真  
(3) その他乙がカードの貸与に関して必要と判断した書類  
なお、契約終了後、甲は、カードを速やかに乙へ返却する。
- 13 その他 乙の事情により災害廃棄物を処理することが困難な状況が生じた場合は、甲乙協議の上、災害廃棄物の受入れを中断することができる。

